

路外駐車場設置（変更）届出書

記載例

平成 年 月 日												
松江市長様												
松江市 番地												
駐車場管理者の氏名 株式会社 又は名称及び住所 代表取締役 印 [ 担当者 所属 課 係 氏 名 ]												
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。												
1	駐 車 場 の 名 称	松江市 駐車場										
2	駐 車 場 の 位 置	松江市 町 番地										
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積	面積の考え方参照 . 平方メートル									
	□	駐車場の用に供する部分の面積(A + B + C + D)	面積の考え方参照 駐車場マスと車路の面積を記入 . 平方メートル									
	a	建築物である部分 面積の考え方参照	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">駐車の用に供する部分の面積(A)</td> <td style="width: 30%;">一般公共の用に供する部分</td> <td style="width: 40%;">平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>それ以外の部分(月極部分)</td> <td>平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車路等の面積(B)</td> <td>平方メートル</td> </tr> </table>	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)		それ以外の部分(月極部分)	平方メートル (駐車台数 台)	車路等の面積(B)		平方メートル
	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)									
		それ以外の部分(月極部分)	平方メートル (駐車台数 台)									
	車路等の面積(B)		平方メートル									
	b	建築物でない部分 面積の考え方参照	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">駐車の用に供する部分の面積(C)</td> <td style="width: 30%;">一般公共の用に供する部分</td> <td style="width: 40%;">平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>それ以外の部分(月極部分)</td> <td>平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車路等の面積(D)</td> <td>平方メートル</td> </tr> </table>	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)		それ以外の部分(月極部分)	平方メートル (駐車台数 台)	車路等の面積(D)		平方メートル
	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)									
		それ以外の部分(月極部分)	平方メートル (駐車台数 台)									
	車路等の面積(D)		平方メートル									
駐車の用に供する部分の面積の合計(A + C)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般公共の用に供する部分</td> <td style="width: 70%;">平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> <tr> <td>それ以外の部分</td> <td>平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> </table>	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)						
一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)											
それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)											
4 構造	イ	建築物である部分	鉄骨造 階建、RC造等(自走式、機械式の別を記入)									
	□	建築物でない部分	平面自走式									
5 設 備	イ 特殊の装置	a	特殊の装置の有無	有								
		b	特殊の装置に係る 駐車場施行令第15条の 規定による建設大臣の 認定の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">認定の番号</td> <td>特殊駐車装置認定第 号</td> </tr> <tr> <td>特殊の装置の名称等</td> <td></td> </tr> </table>	認定の番号	特殊駐車装置認定第 号	特殊の装置の名称等					
	認定の番号	特殊駐車装置認定第 号										
特殊の装置の名称等												
□	それ以外の設備	吸排気、証明、警報、消火装置等										
6	附 帯 業 務 の た め の 施 設	多目的ホール、会議研修室等、健康クラブ等										
7	従 業 員 概 数	名										
8	供 用 開 始 ( 予 定 ) 日	平成 年 月 日										